

## 清酒製造業安定事業費補助金交付要綱

### (通 則)

第1条 日本酒造組合中央会（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）第80条第1項の規定により組織されている日本酒造組合中央会をいい、以下「中央会」という。）に対する清酒製造業安定事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助金交付の目的)

第2条 中央会に対する補助金は、清酒製造業等の安定に関する特別措置法（昭和45年法律第77号。以下「清酒業安定法」という。）第6条の規定により中央会が設定する信用保証基金造成に必要な資金の一部として交付することにより清酒業安定法第3条第1項第1号に掲げる事業の円滑かつ適正な運営を図るほか、その運用益をもって同項第3号及び第4号に掲げる事業（以下「信用保証事業等」という。）を行い、持って清酒製造業の経営基盤の安定及び酒税の確保に資することを目的とする。

### (補助事業等)

第3条 補助金の対象となる事業は、清酒業安定法第6条の規定により中央会が設定する信用保証基金の造成事業（以下「信用保証基金造成事業」という。）とし、補助金の額は予算の範囲内で国税庁長官が決定した額とする。

### (交付の申請)

第4条 中央会は補助金の交付を受けようとするときは別紙様式1による申請書を国税庁長官に提出しなければならない。

### (交付の条件)

第5条 交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 信用保証基金造成事業の実施に当たっては、適正化法、施行令及びこの要綱に定めるところに従うこと。
- (2) 補助金の交付を受けたときは、遅滞なくこれを信用保証基金に繰り入れな

ければならないこと。

なお、信用保証基金に繰り入れる補助金の額は、酒造組合等から拠出された出えん金の額の2倍の金額と補助金の金額とのいずれか少ない方の額とすること。

- (3) 信用保証基金は、5号に該当する場合及び保証債務の代位弁済に充てる場合以外にはこれを取り崩してはならないこと。

なお、保証債務の代位弁済に充てるため信用保証基金を取り崩した場合は、代位弁済回収金等により速やかに補てんすること。

- (4) 信用保証基金の管理及び運営並びに信用保証事業等に係る財務、会計の処理に関しては、清酒業安定法関係法令、同法に基づく業務方法書及び当該事業に係る会計規約の定めるところによること。

- (5) 基金の額が基金事業等の実施状況その他の事情に照らして過大であると認めた場合や補助金交付の目的が達成されたと認められる場合には、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付することを命ずることがあること。

なお、中央会は交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付することを命じられた場合には、当該命じられた金額及びこれに相当する酒造組合等から拠出された出えん金の額を信用保証基金から取り崩すこととする。

#### (申請の取下げ)

第6条 中央会は、補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に不服がある場合には、通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に、書面をもって申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の期間内に申請の取下げがなかったときは、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に異議がないものとみなす。

#### (決定の通知)

第7条 適正化法第8条の規定に基づく決定通知書は、別紙様式2に定めるとおりとする。

#### (実績報告)

第8条 中央会は補助事業を完了したときは、その日から1ヶ月以内又は翌会計年度の4月10日のうちいずれか早い日までに別紙様式3による報告書を国税庁長官に提出しなければならない。

(事業計画等の提出)

第9条 中央会は、毎事業年度、信用保証基金の額及び信用保証事業等の実施状況に関して、事業計画、事業報告書、収支予算、収支計算書のほか保有割合（「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月15日閣議決定。)中「3(3)基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。）、保有割合の算定根拠、信用保証事業等の目標に対する達成度を作成し、国税庁長官に提出しなければならない。

(区分経理)

第10条 信用保証事業等に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の会計を設けて整理しなければならない。

(帳簿等の保存)

第11条 中央会は、信用保証事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え付け、経理の状況を常に明確にしておくとともに、その帳簿及び証拠書類は、補助事業等完了の翌年度から10年間保存しなければならない。

(他用途使用の禁止)

第12条 中央会に対する補助金は、第2条の目的を達成するため以外の用途に使用してはならない。

(指導監督の基準)

第13条 国税庁長官は、中央会の行う信用保証事業等について、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月15日閣議決定)及び「補助金等の交付により造成した基金。公益法人の行う融資等業務及び特別の法律により設立される法人の見直し等について」(平成18年12月24日行政改革推進本部決定)に基づき指導監督を行う。

2 中央会は信用保証事業等について、前項の基準等に基づき、次に掲げる報告等をしなければならない。

(1) 信用保証事業等を終了する時期等に関する基準

信用保証事業等について、少なくとも5年に1回は定期的に事業の見直しを実施し、その事業の見直しの概要及び次回の見直しの時期を国税庁長官に報告し、公表すること

(2) 信用保証事業等の目標達成度の評価に関する基準

事業の見直しを行う際に、国税庁長官が定めた事業の目標の達成度を評価し、

その結果を国税庁長官に報告し、公表すること。

(3) 基金の保有に関する基準

事業の見直しを行う際に、基金の保有割合（信用保証事業等に要する費用に対する信用保証基金額等の割合）を算出し、算出された基金の保有割合、算出に用いた算出方法及び数値を国税庁長官に報告し、公表すること。

(4) 使用見込の低い基金等に関する基準

事業の見直しを行う際に、使用見込みの低い基金等に該当することとなった場合には、信用保証基金の取扱いを検討し、その結果を国税庁長官に報告し、公表すること。

附則（平成19年3月28日改正）

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附則（平成27年3月31日改正）

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。